

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除予定(二件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 海岸保全区域の指定の一部改正
- 建築基準法による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社池田薬局生活センター千代水店	鳥取市安長二四八一	昭和五十九年十二月十一日

鳥取県告示第四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安達医院	米子市西三柳二〇四八	昭和五十九年十二月二十四日

吹野小児科医院	米子市米原五七一―二	昭和五十九年十二月十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	昭和五十九年十二月二十日
稻賀 医 院	境港市上道町九一四―一	昭和五十九年十二月二十九日
三朝町国民健康 保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨一六八	昭和五十九年十二月二十五日
大山町国民健康 保険大山寺診療 所	西伯郡大山町大山一四五―三	昭和五十九年十二月二十一日
西 本 医 院	八頭郡船岡町大字見槻中一五 三一―〇	昭和六十年一月一日
清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
今田歯科岩倉 院	鳥取市岩倉四五二―七	"
安田歯科医院	米子市朝日町五	"
明石歯科診療所	西伯郡名和町御米屋一三三― 四	"
ト―ゴ―薬局	東伯郡東郷町大字旭四〇〇― 三	昭和五十九年十二月十五日
圓道歯科医院	米子市東町二四一	昭和六十年一月一日
中 尾 医 院	気高郡鹿野町大字今市一〇四 〇―一	昭和五十九年十二月十五日
協 和 薬 局	鳥取市東品治町無番地	"
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇― 一	"
大月歯科医院	倉吉市上井三一六―六	昭和六十年一月四日

有限会社山田薬 局	鳥取市田園町四丁目三八五	"
井 沢 医 院	境港市竹内町七九一―八	昭和六十年一月一日
百村眼科医院	鳥取市上町一八一―五	"
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	"
中村歯科医院	鳥取市扇町三	"

鳥取県告示第四十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要							備考				
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	DCP	TDN
神戸市 日本豊産工業株式会社神戸工場 玉野市 加藤製油株式会社岡山工場	米子市米原665-7 塩治繁商店	①ノーサン印デロイラー肥高前期用配合飼料 ②ジョイスタークランソール ③うずしお	59.10	22.7	7.8	2.2	5.5	1.13	0.70						
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37 48-1 山陰くみあい飼料株式会社	④くみあい標準配合飼料 成鶏用 エッグラッシュ16 くみあい配合飼料和牛繁殖連産1号 ⑤くみあい標準配合飼料スーパーピジョンラッシュ ⑥くみあい標準配合飼料ニューハイランドF12	59.11	16.6	4.4	3.0	10.0	3.15	0.69						2,810
			59.11	16.7	2.9	5.7	7.8	1.11	0.92						13.7
			59.11	16.5	3.6	2.7	4.6	0.74	0.57						14.2
			59.11	15.3	3.0	3.9	5.4	0.83	0.64						12.8
															72.0

注 1. 飼の名称の欄中「④」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四十九号

関金町が行う土地改良事業に係る明高地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年一月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十号

気高郡鹿野町大字乙亥正二五〇重山入会林野整備組合組合長佐々木仁士から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十年一月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字糸白見（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字欒池二二八三の二・字池端二〇三三・二〇三三の一〇・二〇三三の一三・二〇三三の一四（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 解除の理由
公園用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年七月二十日 鳥取県指令受都計第四百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字久留字古道下及び字二ノ樋ノ口下並びに大字橋津字

二ノ下河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留一九一

鳥取県中部町村土地開発公社

理事長 秋田彌太郎

鳥取県告示第五十四号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸東伯海岸の項を次のように改める。

鳥取県
鳥取沿岸
東伯海岸

次の基点一から基点五までを順次に直線で結んだ線及び基点五と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域、基点六から基点四十五までを順次に直線で結んだ線及び基点四十五と基点六とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点四十六から基点六十五までを順次に直線で結んだ線及び基点六十五と基点四十六とを直線で結んだ線により囲まれた区域のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域を除いた区域

- 基点 一 東伯郡東伯町大字榎下字場所免三六一四地先の標柱
- 二 基点一から二八四度三〇分二二〇メートルの点
- 三 基点二から三〇〇度〇〇分二二七メートルの点
- 四 基点三から三一〇度〇〇分六八メートルの点
- 五 基点四から一一三度四〇分二三〇メートルの点
- 六 東伯郡東伯町大字逢東字浜田河原一三三八一五地先の標柱
- 七 基点六から二九四度〇〇分六メートルの点
- 八 基点七から三三一〇分二二メートルの点
- 九 基点八から二八四度一五分七八メートルの点
- 十 基点九から二七六度〇〇分三一メートルの点
- 十一 基点十から二六五度一五分一四七メートルの点
- 十二 基点十一から二六一度三〇分六九メートルの点

- ” 十三 基点十二から二七一〇分九六メートルの点
- ” 十四 基点十三から二七四〇分九六・五〇メートルの点
- ” 十五 基点十四から二八八度三〇分二〇〇メートルの点
- ” 十六 基点十五から三〇三度〇〇分一〇五メートルの点
- ” 十七 基点十六から二一五度〇〇分一二メートルの点
- ” 十八 基点十七から二八一度〇〇分八九メートルの点
- ” 十九 基点十八から三五一度〇〇分一八メートルの点
- ” 二十 基点十九から二六〇度四〇分一八六メートルの点
- ” 二十一 基点二十から二六二度三〇分一〇メートルの点
- ” 二十二 基点二十一から二七〇度三〇分五八メートルの点
- ” 二十三 基点二十二から二七四度〇〇分二五六メートルの点
- ” 二十四 基点二十三から二六六度五〇分二六八メートルの点
- ” 二十五 基点二十四から二七四度〇〇分八八メートルの点
- ” 二十六 基点二十五から二九四度〇〇分七二・五〇メートルの点
- ” 二十七 基点二十六から二七五度三〇分九九メートルの点
- ” 二十八 基点二十七から二八四度〇〇分四八メートルの点
- ” 二十九 基点二十八から二九一度〇〇分八三メートルの点
- ” 三十 基点二十九から二八一度三〇分四一メートルの点
- ” 三十一 基点三十から二七〇度三〇分一九〇メートルの点
- ” 三十二 基点三十一から二四六度〇〇分三三二メートルの点
- ” 三十三 基点三十二から二一四度三〇分三一メートルの点
- ” 三十四 基点三十三から二五六度三〇分七・五〇メートルの点
- ” 三十五 基点三十四から一四度〇〇分一〇〇メートルの点
- ” 三十六 基点三十五から八八度〇〇分二二〇メートルの点

- ” 三十七 基点三十六から一〇三度〇〇分三六五メートルの点
- ” 三十八 基点三十七から九〇度五〇分五三三メートルの点
- ” 三十九 基点三十八から八五度五〇分一九七メートルの点
- ” 四十 基点三十九から三五〇度三〇分九五メートルの点
- ” 四十一 基点四十から七八度三〇分四〇八メートルの点
- ” 四十二 基点四十一から一一四度二〇分二九三メートルの点
- ” 四十三 基点四十二から一九六度五〇分一八一メートルの点
- ” 四十四 基点四十三から八九度〇〇分三七七メートルの点
- ” 四十五 基点四十四から九八度〇〇分一三七メートルの点
- ” 四十六 東伯郡東伯町大字八橋字東大灘一二九一―地内の標柱
- ” 四十七 基点四十六から二五七度〇〇分九メートルの点
- ” 四十八 基点四十七から三二五度〇〇分一九メートルの点
- ” 四十九 基点四十八から二九二度二〇分五五メートルの点
- ” 五十 基点四十九から二五二度五〇分二〇四メートルの点
- ” 五十一 基点五十から二六一度〇〇分一一メートルの点
- ” 五十二 基点五十一から三二八度三〇分三四メートルの点
- ” 五十三 基点五十二から二七一度〇〇分一〇八メートルの点
- ” 五十四 基点五十三から二六八度〇〇分七三メートルの点
- ” 五十五 基点五十四から一七八度三〇分一八メートルの点
- ” 五十六 基点五十五から二六九度〇〇分二五メートルの点
- ” 五十七 基点五十六から三五六度三〇分一五・五〇メートルの点
- ” 五十八 基点五十七から二六七度三〇分六二・五〇メートルの点
- ” 五十九 基点五十八から三五六度〇〇分三・五〇メートルの点

“ 六十 基点五十九から二六二度〇〇分二三メートルの点 “ 六十一 基点六十から二五八度〇〇分一三二・五〇メートルの点 点 “ 六十二 基点六十一から二三八度三〇分一四メートルの点 “ 六十三 基点六十二から三六〇度〇〇分九六メートルの点 “ 六十四 基点六十三から八八度三〇分四五メートルの点 “ 六十五 基点六十四から八一度二〇分三九四メートルの点
--

鳥取県告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十年一月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市小田二一九一八 山 本 勝 雄	道路の位置の指定場所 倉吉市北野字行留メニ 八八一ニ及び二八八一 一一	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇〜一三・二〇 延長 五五・七〇
-------------------------------------	--	--